

しいたけ品質表示基準

制定 平成18年6月30日農林水産省告示第908号

(適用の範囲)

第1条 この基準は、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）の別表に掲げる農産物のうち、しいたけに適用する。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| しいたけ | しいたけ菌の子実体であって全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたものをいう。 |
| 原木栽培 | クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。 |
| 菌床栽培 | おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法をいう。 |

(表示事項)

第3条 しいたけの品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条第1項各号に掲げるもののほか、栽培方法とする。

(表示の方法)

第4条 前条に掲げる事項の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条各号に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 原木栽培によるしいたけにおける栽培方法
「原木」と記載すること。
- (2) 菌床栽培によるしいたけにおける栽培方法
「菌床」と記載すること。
- (3) 原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものにおける栽培方法
重量の割合の多いものの順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と記載すること。

(表示禁止事項)

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、これを表示してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年9月30日以前に一般消費者に販売されるしいたけの品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。